

水俣市健康づくり条例素案についてのパブリック・コメント

実施結果及び市の考え方について

「水俣市健康づくり条例素案」について、市民の皆さまからの御意見を募集しましたが、寄せられました御意見と、これらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

平成30年 11月15日（木）～平成30年12月17日（月）

2 閲覧場所

市役所仮庁舎、こどもセンター、市立図書館、総合体育館、総合医療センター、もやい館、保健センター
水俣市ホームページ

3 御意見総数（意見提出者数）

提出	4件
郵送	件
FAX	4件（2人）
Eメール	件（人）
計	4件（2人）

4 御意見の取り扱い

意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの 件

今後の取り組みの参考とするもの 2件

1 パブリック・コメント意見に係る市の考え方

No	項目名とページ	意見	市の考え方
1	<p>【ページ】 2ページ</p> <p>【項目名】 第8条（学校等の役割）</p>	<p>①学校等の保有する資源の活用は、</p> <p>①小中学校の貸し出し（施設）</p> <p>②卓球台やスポーツ用具等の（設備）</p> <p>は、健康づくりの推進の為に、低コストで今あるものを有効活用する点において、施策として、有効と思われました。</p> <p>②学校と地域コミュニティとの関わりにおいて</p> <p>①高齢者がわらじ作りや伝承ゴマを子供達に教える活動は、高齢者の生きがい作り、楽しみながら身体を動かすことが出来、有効と思われまます。</p>	<p>水俣市健康づくり条例は、市民、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者が相互に連携を図りながら、協働して健康づくりを推進し、「いきいきとした健康なまち」を目指すことを基本理念としています。</p> <p>今後も、継続して、学校等の保有する施設や設備を活用し、市民の方々の健康づくりに協力していきたいと考えています。</p> <p>また、今後も現在の活動を継続し、地域の皆様との協働を図りながら、児童・生徒及び市民の方々の健康づくりを推進していきたいと考えます。</p> <p>貴重な御意見、ありがとうございました。</p>
2	<p>【ページ】 2ページ</p> <p>【項目名】 第7条（保健医療福祉関係者の役割）</p>	<p>熊本県作業療法士会の会議におきましても、「所属の病院以外でも、地域コミュニティや行政の仕事を通して、地域貢献したい」「持っているリハビリのノウハウを、地域で発揮したい」という現場の声は、よく耳にします。ただ、診療報酬のしぼりの中、身動きが出来にくい現実もあります。</p> <p>保健医療福祉関係者が、人材も含めて、保有する資源等の協力がしやすい工夫、例えば、医療機関、介護福祉事業所等への啓発活動、公文書発行の継続以外にもアイデアを創出して頂けますと幸いです。（市、人材、医療機関、それぞれがWIN WIN WINになれるように。例えば、会議等の出席、地域に貢献している病院を公表するとか…医療機関にもメリットがある工夫をして頂けますと、より行政にも協力しやすいのかもしれない。）</p>	<p>水俣市健康づくり条例は、市民、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者が相互に連携を図りながら、協働して健康づくりを推進し、「いきいきとした健康なまち」を目指すことを基本理念としています。</p> <p>保健医療福祉関係者の方々には、今後も多方面にわたり、健康づくりへの御協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、健康づくりの推進に関する活動に寄与され、かつ先駆的な役割を果たされている市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等、事業者の公表、顕彰についても取り組んでいく予定としています。</p> <p>貴重な御意見、ありがとうございました。</p>